

## 山口家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成29年10月19日（木）午後2時

2 場所 山口家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

板村憲作，大田紀子，金村敏彦，川西薫，寺田徹郎，中田克之，服部恭弥，平川恵美子，廣田智子，山田貴之，芳沢重雄

(2) オブザーバー

飯冨事務局長，山口首席家庭裁判所調査官，景山次席家庭裁判所調査官

4 議事の概要

(1) 自己紹介（板村委員，川西委員，金村委員）

(2) 委員長選任

金村委員が委員長に選任された。

(3) 新委員長挨拶（金村委員長）

(4) 意見交換等「家庭裁判所における再非行防止に向けた取組～社会資源の活用～」

ア プレゼンテーション（永野主任家庭裁判所調査官）

イ ゲストスピーカー講話「被害を考える講習について」

ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について

次回は山口地方裁判所委員会との合同開催とし，意見交換のテーマについては当委員会として「調停委員の給源について」を提案する。開催日は，平成30年2月6日とする。

(別紙)

## 「家庭裁判所における再非行防止に向けた取組～社会資源の活用～」

### に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，□ゲストスピーカー，△裁判所)

- ◎ 本日の意見交換では、既存の教育的措置をより効果的なものとするための工夫と、補導委託の活性化の方策、補導委託先の開拓方法について、様々な視点からの意見をいただきたい。また、副題として、社会資源の活用とあるが、それにこだわることなく、広く意見をいただきたい。

最初に、既存の教育的措置をより効果的なものとするための工夫について意見交換をさせていただきたいが、まず、先ほどの裁判所からのプレゼンテーションの主要な点を確認させていただきたい。既存の教育的措置としては「個別面接による教育的措置」と「集団処遇による教育的措置」があること、「個別面接による教育的措置」としては、家裁調査官からの法律に定められた刑罰の教示、反省文や誓約書の提出、ロールレタリングやアンガーマネジメントの技法の教示など様々な方法で行っていること、「集団処遇による教育的措置」としては、数名の少年で話し合いをさせながら行う「グループワーク型」、家裁調査官等による「講義型」、少年自身が体を動かして清掃活動などの社会奉仕活動を行う「体験型」の3種類を行っていることの説明がなされた。当庁では、万引き事案を対象として「被害を考える講習（小売店経営の経験を有する方等からの講話によって、少年に被害者の心情等に目を向けさせ、自己の行為に対する責任を自覚させることで、再非行の防止を図らせるもの）」を実施しているが、これは「グループワーク型」に含まれる。ゲストスピーカーからは、講話をする立場での意見を聴講させていただいた。そのほかには、交通事案を対象とする「講義型」の「交通講習」を行っているところである。

そこで、どのような事案が「集団処遇による教育的措置」である「グルー

ワーク型」，「講義型」によって効果が上がると考えられるか，どのような工夫が考えられるかなどについて，意見をいただきたい。

- 万引き事案を対象としている「被害を考える講習」は，少年に被害者の立場で考えさせることを目的としているということだったが，少年の感受性の程度によって受け止め方が変わってくると思われる。感受性の低い少年がいる場合も考えれば，日本の法制度では物を盗むということを繰り返すとどうなるか，社会からドロップアウトをしたらどうなるかという現実を併せて教えていくと，再非行防止への効果が高まると思われる。
- 交通被害者や遺族の方からの話を聞いたり，講習を受けることも効果があると思われる。
- 「被害を考える講習」は，どのような非行事実の少年が対象となっているのか。また，年齢層はどういう構成なのか。
- △ 基本的には，万引き事案で初めて家庭裁判所に送致された少年を対象としている。年齢は様々である。
- 年長の少年が年少の少年を諭すようなことはあるのか。
- △ 指導したりということはあまりないと思うが，グループワークの中で，双方がそれぞれの立場からの発言を聞くことは有益だと認識している。
- グループワークにおいて，ネックとなっている点はあるのか。ネックを解消すれば効果が上がると思われる。
- △ グループワークにおいて，大きなデメリットはないと認識している。参加した少年は，何かしらのことを振り返る機会となっている。あえてデメリットを言えば，グループワークの中で少年が囚らずとも自分の内面を出してしまったことを精神的に引きずるおそれがあることだが，帰る際にはその点も十分にケアしているところである。実施する側の労力はそれなりにかかるが，再非行防止に対する効果はあると考えている。

なお，少年審判の制度として，一定の非行事実における被害者等による少

年審判の傍聴，被害者等の申出による意見の聴取などが定められており，裁判官や家裁調査官を通じて，少年や保護者に対して，被害者の声を伝えることも行われている。

- 万引き事案や交通事案に限らず，被害者の声を少年に伝えることは効果があると思われるが，どのような取組が行われているのか。
- △ 実際の被害者からの話が収録されているDVDを視聴させることも行っているところである。
- 講師については，犯罪被害者支援センターや薬物関連の団体などと連携すれば，見つけやすいのではないと思われる。また，受講した少年の感想をフィードバックすることで，効果が検証され，洗練されていくと思われる。
- 少年は万引きをする物に興味を持っていると思われるので，その物がどのようにして作られているのかを知るために工場を見学させたり，難しいかもしれないが万引きをした店でアルバイトをするなどの関わりを持たせるような方法を考えてみるのもよいのではないかと思う。
- グループワークでは被害を考えることに重点が置かれていると思われるが，個別面接による教育的措置を行っている事案をグループワーク型にすることで，当事者が抱えている問題が自分だけのものではなく，他にも同様の人がいると分かることで，効果があるのではないかと思われる。
- △ 当庁では，現在のところ，「グループワーク型」は，万引き事案を対象とする「被害を考える講習」以外では実施していないところである。
- 視点が変わるかもしれないが，集団処遇による教育的措置にしても，個別面接による教育的措置にしても，少年の振り返りが一定程度進んだ段階になれば，非行とは別の方向にエネルギーを向かわせることが大切になると思う。それは生きがいややりがいということになると思う。少年が置かれている状況や年齢によって異なってくると思われるが，再非行防止のためには，非行以外の方向に熱中できることを見付けさせることも一つの方法だと思う。

- 「体験型」の話となるが、社会奉仕活動の清掃活動がどのくらい更生に効果があるのか疑問がある。一定数の少年は、面倒くさい、やらされていると感じていて、その場限りのものとなっているのではないか。清掃活動以外の方法に切り替えることも検討してみるのもよいのではないかと思う。
- 同じような意見となるが、少年は清掃活動を罰としてやらされていると感じているのではないか。代替案を提示できずに申し訳ないが、達成感や充実感、人から評価をされるという経験を積ませる方法があればよいと思う。
- ポジティブな方向にエネルギーをどう作らせるかという趣旨の意見に納得を得た。自分の特徴などに対して他人からのプラスの評価が得られれば、それが喜びとなり、その部分を伸ばしていこうとすることはあると思う。代替案となるか分からないが、PROGテスト、コンピテンシーテストなどを通じて、自分の強み、特性などを把握させる方法がある。少年にも、そのような方法を通じて、自分の強みを見付けさせたり、自己肯定感を得させたりすることができれば、ポジティブな方向性を見付けるきっかけとなり、再非行防止に役に立つのではないかと思う。
- 清掃活動については、仏教では一に掃除、二に信心というくらいなので、本来、掃除にはそれなりの効果はあるものだと思う。寺で住職からの話を聞いて理解してからやるのであれば賛成であるが、やらされている感があるのであれば、サッカーや野球に取り組ませる方が効果があると思う。
- ◎ 清掃活動に対する意見が出ているが、一般的には、社会奉仕活動、清掃活動を通じて、感謝の言葉を掛けられる経験が得られることや人の役に立つ喜びを感じられることから効果があるといわれていると認識している。
- 社会奉仕活動は、誰とやるか、どこでやるかを詰めていくことが重要だと思う。誰も通らないような所で、感謝の言葉を掛けられることはないと思う。また、そういったことがないようなときは、少年は罰の意識ばかりが出てくるのではないか。例えば、小学生の登校の際の通学路での横断歩道の整理な

どであれば、小学生からの挨拶や感謝の言葉などがあり、少年もよいことをしていると感じることはできるのではないか。

◎ ゲストスピーカーの社会奉仕活動に関するこれまでの経験などで、参考となるような事例はあるか。

□ ある施設での事例となるが、その施設で清掃活動をすると感謝の言葉が掛けられるということはある。また、今の季節であれば落ち葉清掃の後に焼き芋会を行っているような事例もある。私としては、少年から罰を受けているというような感想は聞いたことがない。「ありがとう」と言われたことがない少年には、言葉の響きが違うと思う。

○ 清掃活動については、その方法によると思う。確かに、少年だけで行うとやらされていると感じて罰の意識を持つかもしれないが、少年友の会が行っている清掃活動の中に入れてもらったり、焼き芋会なども一緒にやったりするなどの工夫をすれば、罰としてやらされている感じも減り、清掃活動も活きてくるのではないかと思う。

○ 教育的措置については、非行事実注目するほかに、非行事実を起こした経緯や少年の生活環境に視点を向けることも大事だと思う。背景に、家庭環境が貧困であったり、発達障害を有している少年に対して、どのようにアフターケアをするかが大切だと思う。少年個人を教育できたとしても、地域、社会に戻ったときに社会環境との不具合により、再び非行を繰り返してしまう可能性があると思われる。社会福祉士には、県や市町のスクールソーシャルワーカーという資格を有する者がいるが、これらの社会資源を有効活用できないかと思った。

△ スクールソーシャルワーカーを利用した経験はないが、どういう連けいができるか、できるとすればどのような方法が効果的か、検討してみたいと思う。

◎ 個人的なアイデアではあるが、刑事裁判の傍聴という方法についてはどう

思われるか。

- 刑事裁判の傍聴は、公開の法廷でもあるので問題はないと思われる。効果もあると思う。
- ◎ 次に、ここからは、「補導委託の活性化の方策」について意見交換をさせていただきたい。「補導委託」について、先ほどの裁判所からのプレゼンテーションの主要な点を確認させていただくと、「補導委託」は「試験観察」の一つであり、「身柄付補導委託（少年を委託先の住居や寮で生活させながら状況を観察するものなど）」と「在宅補導委託（少年を自宅で生活させながら、委託先で職業指導のみを行ってもらったり、高齢者施設などに短期間のボランティアの委託をするものなど）」とに分けられる、身柄付補導委託先の主な形態としては、自営業主が少年と寝食を共にしながら生活指導や職業指導を行う「職親タイプ」、更生保護施設等で少年の生活指導と就労指導を行う「施設タイプ」、里親のように少年と寝食を共にして生活指導を行う「里親タイプ」がある、これらについては、効果は一定程度あり有効活用していきたいところではあるが、少年事件全体の件数の減少から補導委託自体の件数も大きく減少し、時代の流れや後継者がいないということから委託先も減少してきているという問題がある、との説明がなされた。そこで、委託先をどのように開拓していくか、現状の委託先を維持していくためにはどういった方法が考えられるかについて、意見をいただきたい。
- 裁判所の取組の現状は、どのようなものとなっているのか。
- △ 今までの委託先の開拓としては、個人的な伝手等に頼ってきたところが大きい。広報活動を進めることについても、設備面、緊急事態に備えた体制面、守秘義務に関する面などの検討を要することから、積極的に進めづらい状況であり、将来的な取組に苦慮しているような状況である。
- そういう現状であれば、委託先を維持し、増やしていくためには、潜在的な委託先についてのリサーチから始める必要があると思われる。リサーチに

ついでにノウハウがないとすれば、ノウハウを持っている広告代理店を利用することも考えられる。例えば、後継者問題のあるような、かやぶき屋根の吹き替えなどなら相互に有益かなと思われる。また、厳選する必要があることで広報活動を積極的に行えていないということであれば、補導委託に関するリーフレットを配布する方法などによって、制度を広めていけば、興味のある人は出てくるのではないかと思う。企業の集まりなどの機会を利用して、伝えていくしかないのではないか。

- 難しい面があることは理解できるが、委託先を維持、増加させていくためには、広報活動をして、委託料を増やして、募集をして、応募があった中から厳選していく方法がよいのではないか。商工会議所に打っていくのも方法だと思うが、現実的には住込みで働ける所は少ないと思われる。委託先は、数よりバリエーションが大事で、工場、料理、職人などの多くの種類を備えることが重要だと思う。長い目で見れば、「施設タイプ」の委託先を増やして、使いやすくしていくことも必要だと思う。
- 少年が興味を持つ建設業や理美容業の各種協会や、ライオンズクラブ、青年会議所などでリーフレットを配布して広報してみてもどうか。
- 発想を変えて、在宅補導委託の委託先を増やすのはどうか。身柄付補導委託となれば住込みとなり、業態も限られ、少年側にも委託先側にも負担が大きい。「在宅試験観察」での経験だが、親の言うことを聞かない少年でも、職場の親方や先輩の言うことをきいて真面目に働いているというケースもある。在宅補導委託を増やして、社会資源を増やしていくのも一つの方法かと思う。高齢者施設では、若いヘルパーや介護実習生を日常的に受け入れているので、泊まり込みが難しいなら、それ以外でも委託していけば、少しずつ増えていくのではないかと思う。
- ◎ 委託先となることについて、少年を受け入れることに対する不安やリスクもネックとなっていると思われるが、この点についてはどうか。

- 委託先が抱く不安感を解消させる方法は、根本的なものはないと思う。地道に実体験を伝えていくくらいしか方法はないと思われる。

以 上